

第76回 定時株主総会 招集ご通知

🕒 開催日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（午前9時に開場いたします。）

🏢 開催場所

大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号
当社9階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

📋 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

目次

第76回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	20
連結計算書類	43
計算書類	45
監査報告書	47

COVID-19(新型コロナウイルス)感染防止に関するお願い

- ・ COVID-19(新型コロナウイルス)が蔓延しております。株主様におかれましては流行状況やご自身の体調にご留意のうえ感染予防および拡散防止にご配慮いただき、書面またはインターネットによる議決権の事前行使のご協力をお願い申し上げます。
- ・ ご出席される株主様には株主総会会場内にて手指の消毒及びマスク着用をお願い申し上げます。
- ・ 運営スタッフはマスクを着用してご対応させていただきますので予めご了承ください。
- ・ 当趣旨に鑑み、今回も手土産の配布を取り止めさせていただきます。
- ・ 本総会運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.daisue.co.jp/>）に掲載いたしますのでご出席の際はご確認ください。



DAISUE

株主各位

大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号

大末建設株式会社

代表取締役社長 村尾和則

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合には、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記	
1日	時 2022年6月24日（金曜日）午前10時 [午前9時に開場いたします。]
2場	所 大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号 当社9階会議室
3目 的 事 項	1. 第76期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人 及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第76期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件
報 告 事 項	
決 議 事 項	
第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案	取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

以 上

■ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

■ 当社は、法令及び当社定款の規定に基づき、添付書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.daisue.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載していません。

- | | |
|---------------|-------------|
| ①連結株主資本等変動計算書 | ②株主資本等変動計算書 |
| ③連結計算書類の連結注記表 | ④計算書類の個別注記表 |

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結株主資本等変動計算書」「株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

■ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.daisue.co.jp/>）に掲載させていただきます。



株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

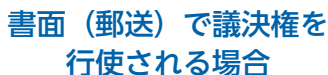


同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2022年6月24日 (金曜日)

午前10時 (受付開始：午前9時)

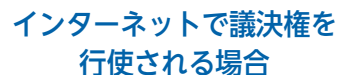


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月23日 (木曜日)

午後5時30分到着分まで



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日 (木曜日)

午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

●こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5号議案

- 賛成の場合 ≫ **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 ≫ **「否」** の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

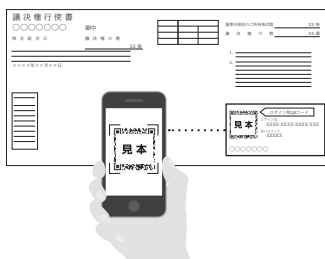
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

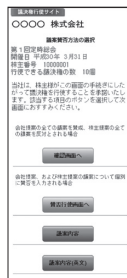
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



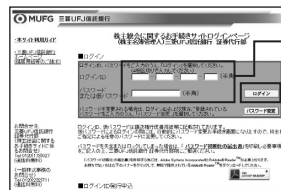
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

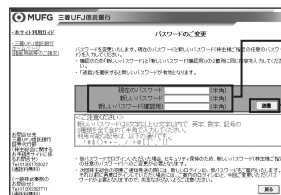
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

【第 1 号 議 案】 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除し、電子提供措置等の規定（変更案第16条）を新設するものです。
- (2) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであり、変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削除> （電子提供措置等） 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。 ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
<新設>	

現 行 定 款	変 更 案
＜新設＞	<u>附 則</u> <u>第 1 条</u> 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）<u>附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずる。</u> ② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第16条はなお、効力を有する。</u> ③ <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

〔第 2 号 議 案〕 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 8 名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。） 8 名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役 8 名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	地位	取締役会出席回数
1	むら お かず のり 村 尾 和 則 再 任	代表取締役社長 執行役員社長	16回／16回
2	ごう こん ひで ひろ 郷右近 英 弘 再 任	取締役 執行役員副社長	16回／16回
3	かた おか もと ひろ 片 岡 基 宏 再 任	取締役 常務執行役員	16回／16回
4	つる こういちろう 鶴 浩一郎 再 任	取締役 執行役員	11回／11回
5	かみ や くに ひろ 神 谷 國 廣 再 任 社 外 独 立	社外取締役	16回／16回
6	さ とう てつ 佐 藤 徹 再 任 社 外	社外取締役	15回／16回
7	なかしょうたに ひろ き 中庄谷 博 規 新 任 社 外	—	—
8	いそ わ はる み 磯 和 春 美 新 任 社 外 独 立 女 性	—	—

（注）鶴浩一郎氏の取締役会出席回数は、2021年6月25日就任以降のものであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	むら お かず のり 村尾 和則 (1965年1月24日生) 再任	1988年 4月 当社入社 2010年 4月 当社西日本技術グループリーダー 2012年 4月 当社大阪本店工事部長 2013年 4月 当社執行役員 2015年 4月 当社大阪本店長兼名古屋支店担当 2015年 6月 当社取締役 2018年 4月 当社常務執行役員 2019年 4月 当社東京本店長 2020年 4月 当社代表取締役社長（現任） 当社執行役員社長（現任） 2022年 4月 DX推進本部長（現任）	9,864株
【選任理由】 村尾和則氏は、代表取締役社長としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2015年から当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
2	ごうこん ひで ひろ 郷右近 英弘 (1960年6月15日生) 再任	1987年 7月 当社入社 2009年 3月 当社建設事業本部東京建設事業部長 2009年 4月 当社執行役員 当社建設事業本部副本部長 2010年 4月 当社東京建設事業部長 2012年 4月 当社東京本店建設営業部長 2013年 4月 当社大阪本店長兼名古屋支店担当兼大阪本店開発事業部長 2013年 6月 当社取締役（現任） 2015年 4月 当社東京本店長 2019年 1月 当社常務執行役員 2019年 4月 当社大阪本店長（現任）兼名古屋支店担当 2020年 4月 当社執行役員副社長（現任） 当社営業本部担当兼営業本部長	4,301株
【選任理由】 郷右近英弘氏は、営業部門等の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2013年から当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	かた おか もと ひろ 片岡 基宏 (1965年8月11日生) 再 任	1989年 4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2015年 1月 同行玉造支店兼支社 支店長兼支社長 2018年 5月 当社入社 執行役員 当社経営企画部担当（現任）兼CSR推進室担当 2019年 6月 当社取締役（現任） 2020年 4月 当社監査部担当兼新規事業企画部担当（現任） 2022年 4月 当社常務執行役員（現任） 当社DX推進部担当（現任）兼システム部担当 （現任）兼営業推進部担当（現任）	2,778株
	【選任理由】 片岡基宏氏は、金融機関での任務を通じて、幅広い金融知識と豊富な経験を有し、2019年から当社取締役として経営企画部等を担当し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
4	つる こういちろう 鶴 浩一郎 (1963年10月6日生) 再 任	1988年 4月 当社入社 2010年 3月 当社東京リニューアル事業部長 2013年 4月 当社執行役員東京本店建設営業部長 2017年10月 当社執行役員東京本店工事部長 2020年 4月 当社執行役員東京本店長（現任）兼営業本部副 本部長 2021年 6月 当社取締役（現任） 2022年 4月 当社設計部担当（現任）	3,191株
	【選任理由】 鶴浩一郎氏は、営業部門等の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2020年から執行役員東京本店長として、2021年から取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
5	かみ や くに ひろ 神 谷 國 廣 (1944年8月16日生) 再任 社外 独立	1968年 4月 株式会社日立製作所入社 1999年 4月 同社経理センタ長 2000年 4月 同社財務一部長 2002年 6月 同社情報・通信グループＣＯＯ兼Ｅソリューション推進本部長 2004年10月 日立オムロンターミナルソリューションズ株式会社代表取締役会長就任 2007年 3月 同社代表取締役会長退任 2007年 6月 日立マクセル株式会社（現マクセルホールディングス株式会社）取締役就任 監査委員長 2008年10月 社団法人日本監査役協会会計委員会委員 2009年 6月 同協会基本問題検討委員会専門委員 2010年 6月 日立マクセル株式会社（現マクセルホールディングス株式会社）取締役退任 2010年10月 社団法人日本監査役協会基本問題検討委員会専門委員及び会計委員会委員退任 2011年 6月 アンリツ株式会社社外監査役就任 2014年 6月 当社社外取締役（現任） 2015年 6月 アンリツ株式会社社外監査役退任	4,944株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 神谷國廣氏は、他社での取締役、監査役の任務を通じて、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、2014年から当社社外取締役として職務を適切に遂行していることから、引き続き社外取締役候補者としております。また、同氏が再任された場合は、報酬諮問委員会委員長、指名諮問委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に際し、独立した立場から関与いただく予定であります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
6	さ どう てつ 佐 藤 徹 (1967年8月20日生) 再 任 社 外	1992年 4月 旧ミサワホーム株式会社入社 2006年 4月 ミサワホーム東関東株式会社資産活用事業部長 2017年 4月 ミサワホーム株式会社開発事業部長 2017年12月 ふじがおか活々交流株式会社取締役 2018年 6月 当社社外取締役（現任） 2018年10月 ミサワホーム株式会社執行役員（現任） スtock推進担当・開発事業担当兼開発事業部 長兼ミサワホーム不動産株式会社取締役（現 任） 2019年 4月 ミサワホーム株式会社開発業務担当兼MA リフ ァイニングシステムズ株式会社取締役 2022年 4月 ミサワホーム株式会社街づくり事業本部副本部 長（現任）兼街づくり事業本部建築再生推進プ ロジェクト部長（現任）	一株
【選任理由及び期待される役割の概要】 佐藤 徹氏は、他社での取締役、執行役員の任務を通じて、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、2018年から当社社外取締役として職務を適切に遂行していることから、引き続き社外取締役候補者としております。また、同氏には、業務提携の効果を十分に出すため、営業部門において、有用な提言等をいただくことを期待したためであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
7	なかしょうたに ひろ き 中庄谷 博 規 (1970年3月12日生) 新 任 社 外	1992年 4月 旧ミサワホーム株式会社入社 2020年 4月 ミサワホーム株式会社技術部長 2022年 4月 同社執行役員（現任） 同社商品・技術開発本部副本部長（現任）兼商 品・技術開発本部技術部長（現任）	一株
【選任理由及び期待される役割の概要】 中庄谷博規氏は、他社での建築関連の業務を通じて、技術者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役候補者としております。また、同氏には、業務提携の効果を十分に出すため、技術部門において、有用な提言等をいただくことを期待したためであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
8	いそ わ はる み 磯 和 春 美 (1963年 4月12日生) 新任 社外 独立 女性	1988年 4月 株式会社毎日新聞社入社 2006年 4月 同社甲府支局長 2017年 4月 同社デジタルメディア局長 2018年 6月 同社第二営業本部長 兼株式会社毎日広告社取締役 2020年 6月 同社東京本社代表室長 2021年 6月 株式会社神鋼環境ソリューション社外取締役 (現任)	一株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 磯和春美氏は、他社での取締役、社外取締役の任務を通じて、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員を委嘱する予定であります。		

- (注) 1. 上記各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 神谷國廣氏、佐藤 徹氏、中庄谷博規氏、磯和春美氏の4名は社外取締役候補者であります。
3. 神谷國廣氏及び佐藤 徹氏と当社の間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。本総会において各氏が再任された場合には、本契約を継続する予定であります。また、中庄谷博規氏及び磯和春美氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金及び争訟費用による損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
5. 神谷國廣氏は、株式会社東京証券取引所が定める社外取締役の独立性基準に加え、当社独自の独立性基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。なお、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
6. 磯和春美氏は、株式会社東京証券取引所が定める社外取締役の独立性基準に加え、当社独自の独立性基準を満たしており、同氏が選任された場合には、独立役員とする予定であります。
7. 佐藤 徹氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
当社独自の独立性基準は以下のとおりであります。

※独立社外取締役の独立性基準

当社は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

- (1) 当社及びその連結子会社（以下当社グループという）の出身者（その就任の前10年間において）
- (2) 当社の大株主で総議決権数の10%を超える株主及びその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先で当社の連結売上高の3%を超える者の業務執行者
- (4) 当社グループから多額（1千万円超）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家
- (5) 当社グループから多額（1千万円超）の寄付を受けている者
- (6) 当社グループの主要な借入先（連結総資産の5%超）又はその業務執行者（その就任の前10年間において）
- (7) 近親者（2親等以内）が上記（1）から（6）までのいずれかに該当する者
- (8) 過去5年間に於いて、上記（2）から（5）までのいずれかに該当していた者
- (9) 上記に掲げる事項のほか、当社から独立した立場をもって社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される者

[第 3 号 議 案] 監査等委員である取締役 3 名選任の件

監査等委員である取締役 3 名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役 3 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	地位	取締役会出席回数
1	まえ だ のぶ ひろ 前 田 延 宏 新任	取締役 執行役員副社長	16回／16回
2	やす おか まさ あき 安 岡 正 晃 再任 社外独立	社外取締役監査等委員	16回／16回
3	たに 谷 あき のり 谷 明 典 新任 社外独立	—	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	まえ だ のぶ ひろ 前田 延宏 (1953年8月14日生) 新任	1972年 4月 当社入社 2009年 4月 当社執行役員 当社生産管理部担当 2011年 4月 当社大阪マンション事業部長 2012年 4月 当社大阪本店技術部長 2013年 4月 当社安全環境品質部担当 2015年 4月 当社総務部担当 2015年 6月 当社取締役（現任） 2015年10月 当社人事部担当兼監査部担当 2016年 4月 当社常務執行役員 2017年 4月 当社C S 部担当 2018年 4月 当社専務執行役員 2020年 4月 当社執行役員副社長（現任） 当社システム部担当	6,738株
【選任理由】 前田延宏氏は、当社取締役の任務を通じて、豊富な経験・実績・見識を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督できると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
2	やす おか まさ あき 安岡 正晃 (1956年1月10日生) 再任 社外 独立	1979年 4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2006年 5月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）審査部長 2008年 6月 株式会社モビット（現 株式会社SMBCモビット）代表取締役社長 2013年 6月 三菱UFJニコス株式会社 常勤監査役 2015年 6月 ユニチカ株式会社 代表取締役専務執行役員 2020年 6月 当社社外取締役監査等委員（現任） 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社 社外取締役（現任）	225株
【選任理由及び期待される役割の概要】 安岡正晃氏は、他社での取締役・監査役の任務を通じて、豊富な金融知識及び経営者としての経験と知識を有しております。2020年から当社社外取締役監査等委員として適切に職務を遂行していることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。また、同氏が再任された場合は、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員として、独立した立場から関与いただく予定であります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	谷 明典 (1975年5月29日生) 新任 社外 独立	2010年12月 弁護士登録（現在） 2011年 1月 北浜法律事務所入所 2018年 1月 同法律事務所パートナー就任 2019年 1月 弁護士法人北浜法律事務所 社員弁護士（現任） 2021年 9月 税理士登録（現在）	一株
【選任理由及び期待される役割の概要】 谷 明典氏は、弁護士として培ってきた豊富な経験と知識を有しております。また、幅広い金融知識を有していることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員として、独立した立場から関与いただく予定であります。			

- (注) 1. 上記各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 安岡正晃氏及び谷 明典氏は社外取締役候補者であります。
3. 安岡正晃氏と当社間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。本総会において同氏が再任された場合には、本契約を継続する予定であります。また、前田延宏氏及び谷 明典氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金及び争訟費用による損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
5. 安岡正晃氏は、株式会社東京証券取引所が定める社外取締役の独立性基準に加え、当社独自の独立性基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。なお、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 谷 明典氏は、株式会社東京証券取引所が定める社外取締役の独立性基準に加え、当社独自の独立性基準を満たしており、同氏が選任された場合には、独立役員とする予定であります。

【第 4 号 議 案】 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	ふじわら まこと 藤原 誠 (1980年 4 月28日生) 新任 社外 独立	2007年12月 弁護士登録（現在） 2008年 1月 北浜法律事務所入所 2015年 1月 同法律事務所パートナー就任 2016年 6月 株式会社ファイズ 社外監査役 2019年 6月 ファイズホールディングス株式会社 社外監査役（現任） 2020年 1月 弁護士法人北浜法律事務所 社員弁護士（現任） 2022年 3月 株式会社ナサホーム 社外監査役（現任）	一株
【選任理由及び期待される役割の概要】 藤原 誠氏は、弁護士として培ってきた豊富な経験と知識及び他社の社外取締役、社外監査役の任務を通じて、豊富な金融知識及び経営者としての経験と知識を有していることから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。また、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員として独立した立場から関与いただく予定であります。			

- (注) 1. 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤原 誠氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 藤原 誠氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第 1 項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金及び争訟費用による損害を当該保険契約によって填補することとしております。候補者が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
5. 藤原 誠氏は、株式会社東京証券取引所が定める社外取締役の独立性基準に加え、当社独自の独立性基準を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、独立役員とする予定であります。

ご参考

取締役会と監査等委員会の多様性（第2号議案、第3号議案が承認された場合）

取締役 （監査等委員 である取締役 を除く。） 候補者番号	氏名	社外	独立性 （社外のみ）	女性	当社が期待する知見・経験※					
					企業経営	財務 会計	法務 コンプライアンス	IT	営業	技術
1	村尾 和 則				●				●	●
2	郷右近 英 弘				●				●	●
3	片岡 基 宏				●	●	●	●	●	
4	鶴 浩一郎				●				●	●
5	神谷 國 廣	●	●		●	●	●	●	●	
6	佐藤 徹	●			●				●	
7	中庄谷 博 規	●			●					●
8	磯 和 春 美	●	●	●	●				●	

※ 上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

監査等委員で ある取締役候補 者番号	氏名	社外	独立性 （社外のみ）	女性	当社が期待する知見・経験※					
					企業経営	財務 会計	法務 コンプライアンス	IT	営業	技術
1	前田 延 宏				●	●	●	●	●	●
2	安岡 正 晃	●	●		●	●	●		●	
3	谷 明 典	●	●			●	●			

※ 上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

【第 5 号 議 案】取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、「固定報酬」と「業績連動型金銭報酬」で構成されておりますが、新たに、取締役の報酬と、当社の業績及び株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績及び企業価値向上への貢献意識を高めることを目的に、役位及び業績評価目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度。以下「本制度」という。）を導入したいと存じます。

本議案は、2016年6月24日開催の第70回定時株主総会の第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」にてご承認いただきました金銭報酬額の枠とは別枠で、取締役に対して業績連動型株式報酬を支給するための金銭報酬債権を新たに付与する旨のご承認をお願いするものであります。

本制度の導入につきましては、取締役報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、過半数が社外取締役で構成されている報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）における審議を経ております。本制度は、中長期的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を一層促進するものであることから、その内容は相当であると考えております。

取締役への具体的な支給時期等については、当社取締役会において決定することといたします。

本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

なお、株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合、取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。

1. 本制度の概要

本制度は、制度対象者である取締役（以下「対象取締役」という。）に対して、連続する3事業年度（2022年4月から2025年3月までの期間。）に対応した職務執行期間（2022年7月から2025年6月までの期間。）における報酬として、業績評価目標の達成度等に応じて算定する数の当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度です。

対象取締役への金銭報酬債権の付与及び当社普通株式の交付は職務執行期間終了後に行うため、本制度の導入時点では、対象取締役に対して金銭報酬債権及び当社普通株式を付与及び交付するかが並びに支給する金銭報酬債権額及び交付株式数は確定しておりません。

2. 交付要件

本制度においては、職務執行期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を交付するものといたします。また、当社普通株式の交付は、自己株式の処分により行われ、当社普通株式を交付する対象取締役及び当該自己株式の処分については、職務執行期間経過後の当社取締役会において決定いたします。

- ① 2025年3月末日の流通株式数に、2025年1月から2025年3月の3か月間の東京証券取引所の売買立会における日々の最終価格の平均値を乗じた流通株式時価総額が100億円を超えていること
- ② 2025年6月末日時点で東証プライム市場への上場を維持し、かつ東証プライム市場以外の市場に指定替えされること等が決まっていないこと

3. 本制度に係る株式総数の上限

対象取締役が交付を受ける職務執行期間に係る当社普通株式の総数は、64,000株以内といたします。また、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合等、本制度で処分される当社普通株式の総数の調整が必要となる事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。

4. 取締役が交付を受ける当社株式の数の算定方法

本制度において、職務執行期間終了後に各対象取締役に交付する当社普通株式の数（以下「株式交付ユニット」という。）は、1ユニット＝1株とし、当社取締役会において対象取締役の役位及び在任期間に応じて決定した基準ユニットに、業績連動係数を乗じて決定いたします。業績連動係数は、2022年3月31日から2025年3月31日までの当社T S R（Total Shareholder Return（株主総利回り））を、同期間の東証株価指数（以下「T O P I X」という。）の成長率で除して算出いたします。業績連動係数の上限は120%とし、株式交付ユニットの総数の上限を64,000ユニットといたします。

具体的には、以下の算定式に従って算定いたします。また、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、その他以下の算定項目の調整が必要となる事由が生じた場合には、当該項目を合理的な範囲で調整いたします。

（算定式）

株式交付ユニット＝基準ユニット×業績連動係数（※1）

（※1）業績連動係数は、以下の算定式に従って算定いたします。

業績連動係数＝当社T S R ÷ 東証T O P I Xの成長率

当社T S R＝（B＋C）÷ A

東証T O P I Xの成長率＝E ÷ D

A：東京証券取引所における2022年3月31日時点の普通株式の終値

B：東京証券取引所における2025年3月31日時点の普通株式の終値

C：第77期（2023年3月期）から第79期（2025年3月期）の剰余金の配当に係る1株当たり配当総額

D：2022年3月31日時点のT O P I X（配当込み）の終値

E：2025年3月31日時点のT O P I X（配当込み）の終値

5. 1株当たりの払込金額

本制度により割当を受ける当社普通株式の1株当たりの払込金額は、株式の割当に関する取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とし、取締役会において決議いたします。

なお、対象取締役に支給する金銭報酬債権の額は以下の算定式に従って算定いたします。

対象取締役に支給する金銭報酬債権額＝株式交付ユニット×1株当たりの払込金額

6. 株式交付時期

職務執行期間経過後の権利確定日から2か月以内に交付いたします。権利確定日とは、支給条件の確定する2025年6月30日とします。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気は持ち直しの動きが続くものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が続いております。

当建設業界においては、公共投資が高水準にあり、設備投資が持ち直しているものの、建設資材価格の高騰や品薄、雇用情勢への感染症の影響も危惧される状況が続いております。

このような環境のなか、当社グループは、中期経営計画「Challenges for the future」（2020年度～2024年度）の目標達成を目指して営業活動を展開した結果、当連結会計年度の経営成績は、受注高は71,453百万円（前連結会計年度比13.6%増）、売上高は69,645百万円（前連結会計年度比23.3%増）、繰越工事高は69,878百万円（前連結会計年度比4.0%増）となりました。利益面につきましては、営業利益が2,708百万円（前連結会計年度比22.3%増）、経常利益が2,712百万円（前連結会計年度比22.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が1,816百万円（前連結会計年度比13.3%増）となりました。

受注高

第76期

71,453百万円

第75期

62,906百万円

前連結会計年度比
13.6%増 ▲

売上高

第76期

69,645百万円

第75期

56,490百万円

前連結会計年度比
23.3%増 ▲

経常利益

第76期

2,712百万円

第75期

2,219百万円

前連結会計年度比
22.2%増 ▲

親会社株主に帰属する当期純利益

第76期

1,816百万円

第75期

1,603百万円

前連結会計年度比
13.3%増 ▲

主な受注工事は、株式会社エフピコ：2021年度エフピコ関東第3センターFM改善工事、合同会社LOGI FLAG 1号：LOGI FLAG 久喜Ⅰ新築プロジェクト、株式会社タカラレーベン：L.biz日本橋新築工事、株式会社プレサンスコーポレーション：プレサンスロジェ亀島一丁目（203）新築工事、穴吹興産株式会社：アルファステイツ松江駅南新築工事等であります。

主な完成工事は、三菱地所株式会社・ENEOS不動産株式会社：ロジクロス船橋計画新築工事、清水総合開発株式会社・東京建物株式会社：藤沢マンション計画新築工事、大和ハウス工業株式会社：横浜市神奈川区反町計画新築工事、関電不動産開発株式会社・近鉄不動産株式会社：箕面船場東PJ新築工事、株式会社タカラレーベン西日本：レーベン原田駅前新築工事等であります。

なお、当社グループは、建設事業並びにこれらの付帯業務を単一の報告セグメントとしており、その他の事業については重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度の受注高、売上高及び繰越高

(単位 百万円)

区 分		前連結会計年度繰越高	当連結会計年度受注高	当連結会計年度売上高	次連結会計年度繰越高
建 設 事 業	建 築	67,216	71,444	68,783	69,878
	土 木	—	8	8	—
	計	67,216	71,453	68,792	69,878
不 動 産 事 業 等		—	—	853	—

(注) 当連結会計年度売上高は、建設事業については完成工事高、不動産事業等については不動産並びに労働者派遣業等の売上高によっております。

2. 資金調達の状況

当社は、金融機関からの借入により運転資金の調達を行っており、当連結会計年度末における借入金の残高は379百万円となりました。

なお当社は、資金調達の機動性を確保するため、株式会社三菱UFJ銀行との間で7,000百万円のコミットメントライン契約を締結しており、その借入実行残高は100百万円であります。

3. 対処すべき課題

(1) 今後の見通し

今後の見通しにつきましては、世界各地での新型コロナウイルスの拡大や、ロシアによるウクライナ侵攻及びロシアに対する各国政府の経済制裁に対する影響など、依然として先行き不透明な状態が想定されます。

建設業界におきましては、円安やインフレの加速による建設資材の高騰など、引き続き厳しい環境が続くものと思われます。

このような環境のなか、当社グループは、成長投資、株主還元、ガバナンス強化を柱とし、2025年3月期を目標とする企業価値向上策を策定いたしました。成長投資により本業の収益を拡大し、積極的な株主還元と適切なバランスシートマネジメントを実施し、2025年3月期には連結売上高800億円、連結営業利益40億円を目指してまいります。

また、2020年度を初年度とする現中期経営計画「Challenges for the future」の最終年度を2023年3月期から2025年3月期に延長しております。本施策にもとづき、2030年には長期ビジョンの実現と、連結売上高1,000億円の達成を目指してまいります。

次期の連結業績につきましては、売上が77,500百万円（連結会計年度比11.3%増）、経常利益は2,920百万円（当連結会計年度比7.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,990百万円（当連結会計年度比9.6%増）と予想しております。

(2) プライム市場の上場維持基準の達成に向けて

当社は、2022年4月4日の東京証券取引所の市場再編に伴い、プライム市場に上場しております。2021年6月30日の東京証券取引所の移行基準日において、当社は「流通株式時価総額」「1日平均売買代金」の2項目につき基準を充たしていないことから、2021年12月15日に「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を提出しております。同計画書では、DXなどをテーマとする50億円の成長投資による収益性の向上（新事業戦略）、配当性向50%以上の積極的な株主還元とROE、ROICの10%以上の達成（新資本戦略）、独立社外取締役1/3以上などの両戦略を支える高度なガバナンス体制の構築を基本方針としております。なお、2022年3月31日時点で、「1日平均売買代金」は既に基準を充たしており、「流通株式時価総額」は移行基準日における6,481百万円が、8,636百万円（2022年3月31日以前3か月間の東証終値の平均値に2021年3月31日の流通株式数を乗じた額）に上昇しておりますが、引き続きこれらの企業価値向上策を果敢に実行し、2025年3月末までにプライム市場の上場維持基準をすべて充足することを目指してまいります。

(3) C S RおよびS D G sの取り組み方針

当社は、社会情勢や長期ビジョンに込めた想いを踏まえ、社会課題の解決への責任（C S R）と企業の持続可能な開発目標（S D G s）の双方の視点から、中期経営計画では下記を重要課題・基本的姿勢として定めております。

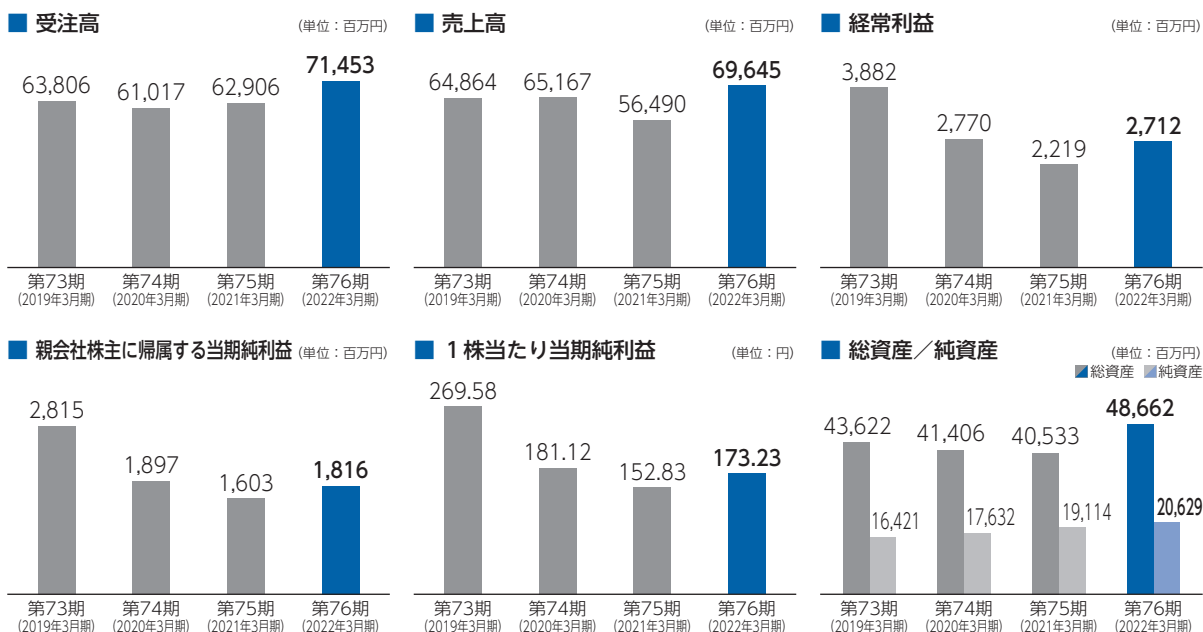
特に低炭素社会・循環型社会の実現に向けた「人と地球にやさしい社会の実現」はステークホルダーからの期待が大きく、一般建設事業・リニューアル事業の拡大を目指す当社の中期経営計画方針への影響度が高いため、最重要テーマと位置付けております。

分野	認識する重要課題	課題に対する基本的姿勢	取り組みの例	SDGs
環境問題解決 (Environment)	人と地球にやさしい社会の実現	低炭素社会・循環型社会の実現に、一般建設事業を通じて貢献します	既設建物の長寿命化	  
社会課題解決 (Social)	皆さまから信頼される会社への成長	誇りある活動を推進し、事業に深く関係するステークホルダーからの信頼を高めます	現有建造物の強靱化	 
			建設技術の研究開発	 
	働きがいの追求	働きがい、やりがいのある職場づくりのための環境・仕組み整備を進めます	生産性向上	  
企業統治 (Governance)	健全な企業活動の遂行	経営基盤の一層の強化を進め、持続可能な経営を推進します	コンプライアンス意識向上	 

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第73期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第74期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第75期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第76期 (当連結会計年度) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
受 注 高 (百万円)	63,806	61,017	62,906	71,453
売 上 高 (百万円)	64,864	65,167	56,490	69,645
経 常 利 益 (百万円)	3,882	2,770	2,219	2,712
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,815	1,897	1,603	1,816
1 株当たり当期純利益 (円)	269.58	181.12	152.83	173.23
総 資 産 (百万円)	43,622	41,406	40,533	48,662
純 資 産 (百万円)	16,421	17,632	19,114	20,629

(注) 「1株当たり当期純利益」は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。



5. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
大末テクノサービス株式会社	50百万円	100%	建設事業、不動産管理業、労働者派遣業、警備業、保険代理業
やすらぎ株式会社	50	100	訪問看護事業

(注) 当社の連結子会社は、上記の2社であります。

6. 主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社2社及び関連会社2社で構成され、建設事業を主な事業としております。

- (建設事業) 当社及び連結子会社である大末テクノサービス株式会社は、建設事業を営んでおります。また、関連会社である金岡単身寮PFI株式会社他1社は、建設事業を営んでおります。
- (その他) 当社及び連結子会社である大末テクノサービス株式会社は、不動産事業を営んでおります。また、大末テクノサービス株式会社は、保険の代理業、労働者派遣業、警備業を営んでおります。連結子会社であるやすらぎ株式会社は、訪問看護事業を営んでおります。

7. 主要な営業所

(1) 当社の主要な営業所

本 社 ・ 大 阪 本 店 大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号
 東 京 本 店 (東京都江東区) 中 四 国 支 店 (高 松 市)
 東 北 支 店 (仙台市青葉区) 九 州 支 店 (福岡市博多区)
 名 古 屋 支 店 (名古屋市北区)

(2) 子会社の主要な営業所

大 末 テ ク ノ サ ー ビ ス 株 式 会 社 (大阪市中央区)
 や す ら ぎ 株 式 会 社 (東京都江東区)

8. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数 (人)	前連結会計年度末比増減
建設事業	506 (46)	+14 (+3)
そ の 他	44 (209)	+2 (+2)
全 社	69 (2)	+1 (△2)
合 計	619 (257)	+17 (+3)

(注) 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を () 外数で記載しております。

9. 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	134百万円
株 式 会 社 静 岡 中 央 銀 行	107
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	67
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	34
株 式 会 社 三 十 三 銀 行	34

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

- 1. 発行可能株式総数 42,456,900株
- 2. 発行済株式の総数 10,614,225株
- 3. 株主数 9,509名
- 4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ミサワホーム株式会社	2,042千株	19.48%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	851	8.12
双日株式会社	618	5.91
株式会社三菱UFJ銀行	387	3.70
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ACCT BP2S DUBLIN CLIENTS – AIFM	334	3.19
吉田知広	318	3.04
大末建設株式会社大親会持株会	280	2.68
株式会社会社大京	239	2.29
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	225	2.15
岡三証券株式会社	212	2.03

(注) 持株比率は、自己株式（132,019株）を控除して算出しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 執行役員社長	村 尾 和 則	
取締役 執行役員副社長	前 田 延 宏	総務部担当兼人事部担当兼システム部担当
取締役 執行役員副社長	郷 右 近 英 弘	営業本部担当兼営業本部長兼大阪本店長兼名古屋支店担当
取締役 執行役員	片 岡 基 宏	経営企画部担当兼監査部担当兼新規事業企画部担当
取締役 執行役員	鶴 浩 一 郎	東京本店長
取締役	神 谷 國 廣	
取締役	作 尾 徹 也	ミサワホーム株式会社 取締役専務執行役員 ミサワホーム中国株式会社 取締役 MAリファイニングシステムズ株式会社 代表取締役社長 テクノエフアンドシー株式会社 代表取締役社長執行役員
取締役	佐 藤 徹	ミサワホーム株式会社 執行役員 ミサワホーム不動産株式会社 取締役 MAリファイニングシステムズ株式会社 取締役
取締役 (常勤監査等委員)	林 憲 二	
取締役 (監査等委員)	中 島 馨	弁護士
取締役 (監査等委員)	安 岡 正 晃	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社 社外取締役

(注) 1. 取締役神谷國廣、作尾徹也、佐藤 徹、取締役(監査等委員)中島 馨及び安岡正晃の各氏は社外取締役であります。
2. 取締役神谷國廣、取締役(監査等委員)中島 馨及び安岡正晃の各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、林 憲二氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 当事業年度中に退任した取締役は、次のとおりであります。

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
日 高 光 彰	2021年6月25日	任期満了	取締役会長

5. 2022年4月1日以降に地位及び担当等の異動があった取締役は、次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
村 尾 和 則	代表取締役社長 執行役員社長	代表取締役社長 執行役員社長 DX推進本部長	2022年4月1日
前 田 延 宏	取締役 執行役員副社長 総務部担当 兼人事部担当 兼システム部担当	取締役 執行役員副社長	2022年4月1日
郷 右 近 英 弘	取締役 執行役員副社長 営業本部担当 兼営業本部長 兼大阪本店長 兼名古屋支店担当	取締役 執行役員副社長 大阪本店長	2022年4月1日
片 岡 基 宏	取締役 執行役員 経営企画部担当 兼監査部担当 兼新規事業企画部担当	取締役 常務執行役員 経営企画部担当 兼新規事業企画部担当 兼DX推進部担当 兼システム部担当 兼営業推進部担当	2022年4月1日
鶴 浩 一 郎	取締役 執行役員 東京本店長	取締役 執行役員 東京本店長 兼設計部担当	2022年4月1日

6. 当社は、執行役員制度を導入しております。2022年4月1日現在の執行役員は以下のとおりであります。

執行役員社長	村 尾 和 則	執行役員	鶴 浩 一 郎
執行役員副社長	前 田 延 宏	執行役員	木 原 辰 巳
執行役員副社長	郷 右 近 英 弘	執行役員	石 丸 将 仁
常務執行役員	片 岡 基 宏	執行役員	三 宅 嘉 徳
		執行役員	下 戸 康 正
		執行役員	松 田 健 城
		執行役員	段 原 俊 也

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び監査等委員である各取締役は、期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款に基づき、各社外取締役及び監査等委員である各取締役が任務を怠ったことによって、当社に損害賠償責任を負う場合において善意でかつ重大な過失がないときは、当社への損害賠償責任を法令に定める一定の範囲に限定する契約を締結しております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間において、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用等による損害を填補することを目的とする保険契約を締結しております。保険料については、当社が全額負担しております。

4. 当事業年度に係る取締役および監査等委員の報酬等の額

(1) 取締役および監査等委員の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く)	133	96	36	7
取 締 役 (監 査 等 委 員)	27	27	—	3
合 計 (うち社外役員)	160 (19)	123 (19)	36 (一)	10 (3)

(注) 取締役（監査等委員を除く）の員数には、2021年6月25日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名を含み、無報酬の取締役（監査等委員を除く）2名（うち社外取締役2名）を除いております。

(2) 業績連動報酬等に関する事項

中長期的な業績の向上と企業価値の増大に対する業務執行取締役の貢献意欲を高めることを目的に、単年度の業績指標の目標として連結営業利益を掲げ、基本報酬の7割を固定報酬とし、3割を利益連動報酬とする業績連動型の報酬制度を導入しております。

2020年度の連結営業利益は22億14百万円、2021年度の連結営業利益は27億8百万円であります。

利益連動報酬については、下記の計算方法にて算出することとしております。

①変動報酬の支給対象

変動報酬の支給対象となる取締役は、法人税法第34条第1項第3号に規定される業務執行取締役であり、社外取締役は含みません。

②変動報酬の支給条件

業務執行取締役に支給する変動報酬は、(ア)連結営業利益が5億円以上かつ、(イ)配当を行った場合のみ、これを支給いたします。

③変動報酬の計算方法

業務執行取締役に支給する変動報酬は、以下のとおり、取締役の役位に応じて定められた係数をもとに計算しております。法人税法第34条第1項第3号イに規定する「当該事業年度の利益に関する指標」については、当該事業年度の連結営業利益としております。

変動報酬の算定式

連結営業利益×0.36%×各業務執行取締役の役位別係数

(ただし、千円未満を切捨てとする。)

業務執行取締役の役位別係数

役位	役位別係数
取締役会長	0.85
取締役社長	1.00
取締役執行役員副社長	0.80
取締役専務執行役員	0.75
取締役常務執行役員	0.70
取締役執行役員	0.65

④変動報酬の上限額

業務執行取締役に支給する変動報酬の額は、それぞれ取締役会長18,360千円、取締役社長21,600千円、取締役執行役員副社長17,280千円、取締役専務執行役員16,200千円、取締役常務執行役員15,120千円、取締役執行役員14,040千円を超えない金額とします。

なお、連結営業利益が60億円以上の場合は、連結営業利益を60億円として変動報酬を計算します。

⑤留意事項

取締役の在籍期間が12ヶ月に満たない場合は、職務執行期間を満了した場合の変動報酬額を、在籍月数で按分計算した金額を支給するものとし、1ヶ月に満たない日数については、在籍日数で日割計算した金額を支給するものとします(ただし、千円未満を切捨てと

する。)。なお、期末後から定時株主総会（定時株主総会の日を含む。）までの退任については、当該期間における変動報酬は支給いたしません。

(3) 取締役および監査等委員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第70回定時株主総会において、年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は1名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第70回定時株主総会において、年額48百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員（決議時点では監査役）の員数は3名です。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬は、役位別に基本報酬額を定め、業務執行取締役の報酬については、7割を固定報酬、3割を利益連動の変動報酬、非業務執行取締役、非常勤の取締役の報酬は、全額固定報酬と定めております。直近2年間の連結営業利益の平均が20億円以上の場合は、業務執行取締役に対して役位ごとに固定報酬を増額することとしております。

固定報酬については、独立社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会にて、各取締役の業績評価を行い、その答申をもとに取締役会で報酬額を決定することとしておりますが、変動報酬については査定等を考慮しないこととしております。

監査等委員である取締役の報酬は、取締役の報酬を勘案し、監査等委員会で決定いたします。

以上の決定方針に則って取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が相当であると判断しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の会社の重要な兼職の状況

地 位	氏 名	兼 職 先 会 社 名 及 び 兼 職 の 内 容
取 締 役	作 尾 徹 也	ミサワホーム株式会社 取締役専務執行役員 ミサワホーム中国株式会社 取締役 MAリファイニングシステムズ株式会社 代表取締役社長 テクノエフアンドシー株式会社 代表取締役社長執行役員
取 締 役	佐 藤 徹	ミサワホーム株式会社 執行役員 ミサワホーム不動産株式会社 取締役 MAリファイニングシステムズ株式会社 取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	安 岡 正 晃	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社 社外取締役

(注) 1. 作尾徹也、佐藤 徹の両氏は、資本業務提携先であり、その他の関係会社であるミサワホーム株式会社及びその連結子会社の取締役又は執行役員であります。その他両氏の兼務先と当社の間には特別な関係はありません。
2. 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	神 谷 國 廣	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回全てに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて適切な助言・提言等を行っております。また、任意の報酬諮問委員会の委員長として役員報酬制度の見直し、報酬決定プロセスの透明性、客観性を高めること等に主導的に貢献しております。指名諮問委員会では、役員選任プロセスの透明性、客観性を高めることに貢献しております。
取 締 役	作 尾 徹 也	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回全てに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて適切な助言・提言等を行っております。
取 締 役	佐 藤 徹	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、他社での豊富な経験と知見に基づき、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて適切な助言・提言等を行っております。

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 島 馨	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回全てに出席し、弁護士として、永年、法曹界で培ってきた広範な知識・経験等から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換並びに監査に関する重要事項の審議等を行っております。任意の指名諮問委員会、報酬諮問委員会では、役員選任プロセス、報酬決定プロセスの透明性、客観性を高めることに貢献しております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	安 岡 正 晃	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回全てに出席し、金融機関及び他社での取締役や監査役を歴任して培った、豊富な経験から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換並びに監査に関する重要事項の審議等を行っております。任意の指名諮問委員会、報酬諮問委員会では、役員選任プロセス、報酬決定プロセスの透明性、客観性を高めることに貢献しております。

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 名 称 太陽有限責任監査法人

2. 報酬等の額

区 分	報 酬 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載いたしております。

3. 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることに重大な支障があると判断した場合には、監査等委員会が、会社法第340条第1項及び第5項の規定により会計監査人を解任いたします。その場合監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定し、当社取締役会は監査等委員会の決定に基づき、株主総会に議案を提出いたします。

V. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び執行役員が企業活動の基本的な考え方を表した「大末建設グループ行動規範」を率先して垂範すると共に、当社グループの取締役及び使用人に繰り返し伝えることにより企業倫理の浸透に努め、コンプライアンスが企業活動の前提である事を徹底しております。

また、企業倫理・コンプライアンスの一層の強化を図るため、コンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因分析と再発防止策について取締役会及び監査等委員会に報告を行っております。通常の報告ルートとは異なる内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を社内と社外に設け、通報者に不利益な扱いはしない事を定めるとともに、不正行為の早期発見と是正に努めております。

定期的に内部監査部門による監査を実施し、関連法規及び社内規則の遵守の徹底とリスク思考に基づく内部統制の検証を図ることとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理することとしております。取締役はそれらの情報を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理基本規程」を制定しております。本規程は、当社及び関係会社のリスクを予防し、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限に食い止め、再発を防止し、当社グループの企業価値を保全することを目的としております。本規程に基づき、経営企画部担当役員を委員長とするリスク管理委員会を開催するほか、重大なリスクが発生する場合には適宜開催し、その対策等については取締役会に報告をすることとしております。各部門別にリスク管理責任者を置いて、リスク管理を適切に行い、リスク発生の回避に努め、損失を最小限に食い止めるための対策を講じております。

当社は、「危機管理マニュアル」を制定し、リスク管理委員会が、安全確保及び事業継続面において、非常事態が避けられないと判断した場合は、代表取締役社長を対策本部長とする危

機管理対策本部を設置し、損失拡大の防止と企業価値の保全に努めるものとしております。また、BCP（事業継続計画）を策定しております。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制度を導入し、権限と責任を明確にしております。取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催し、また、執行役員会を開催しております。

さらに、経営に関する重要事項については、必要に応じて社長の諮問機関である経営会議での検討を経て、取締役会で執行決定を行うものとし、決定された業務の執行状況は、担当する取締役又は執行役員が取締役会などにおいて、適宜報告しております。

（５）当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（a）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」に従い、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的な報告を義務付けております。

（b）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理基本規程」及び「関係会社管理規程」を制定し、経営企画部を子会社の管理部門として定期的に指導、管理を行うとともに、リスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を審議しております。

（c）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループ各社が社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、業務の専門化・高度化を図っております。また、この体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定の迅速化を図っております。

（d）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「大末建設グループ行動規範」を作成し、当社グループの全ての取締役及び使用人に周知徹底しております。定期的にコンプライアンス通信を発行し、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の啓蒙を図っており、社内と社外にコンプライアンス・ホットラインを設け、不正行為の早期発見と是正に努めております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は内部監査部門に所属する使用人とし、監査等委員会は、必要に応じて同部門に所属する使用人に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとします。

また、監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事考課については監査等委員会の意見を聴取し、尊重するものとします。

- (b) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の職務を補助する事項に対して監査等委員会の指示命令に従うこととしております。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制

- (a) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果と改善状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行うものとします。

- (b) 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

子会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

- (c) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員会への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底します。

- (d) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を負担するものとします。

- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、必要に応じて、重要な会議に出席することができ、また意見を述べるができるものとしております。さらに、監査等委員会は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項においても取締役及び使用人並びに会計監査人に対して報告を求めることができる体制にしております。

- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び必要な内部統制システムを整備・運用・評価する体制を構築するとともに、不備があれば必要な是正を行います。

- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「大末建設グループ行動規範」において反社会的行為への関与を禁止し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し一切関与しないことを基本方針としております。反社会的勢力及び団体との関係を根絶するため、不当要求対応のための社内研修を実施するとともに、総務部を対応統括部署として不当要求防止責任者を選任し、不当要求を受けた場合の通報連絡体制を整備するとともに、平素から外部の専門家や専門機関との緊密な連携関係を構築します。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業活動の理念・基本的な考え方を表した「経営理念」を朝礼等で繰り返し読み上げ、社内へ浸透させる活動を行っています。また、コンプライアンスの強化を目的に、コンプライアンス委員会・コンプライアンスリーダー会を中心に、コンプライアンス便りの配信、各部によるコンプライアンスディスカッションの開催、人事研修での指導を実施しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に定め、文書又は電磁的媒体にて閲覧できる体制としています。取締役会の資料と議事録は閲覧できるよう、イントラネットを活用しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理基本規程」に準じ、定期又は臨時でリスク管理委員会を開催し、リスクの低減、損失の最小化を図っています。BCP（事業継続計画）を更新し、監督官庁からの認定を受けています。また、年1回のBCP机上訓練に加え、年4回の社員の安否確認訓練、年1回の避難訓練も定期的に行っています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行を効率的に行うため、取締役会、経営会議を開催し、協議、報告を行っています。

また、代表取締役社長、社外取締役で構成する任意の「報酬諮問委員会」「指名諮問委員会」を設置し、役員の報酬、指名については、各委員会の答申に基づき、取締役会で決議する体制としています。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に従い、経営企画部から四半期ごとに関係会社の状況を取締役会へ報告する他、関係会社と定期的なヒアリングを通じて指導管理し、当社グループのリスクマネジメントを推進しています。

- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査部から、監査等委員会を補助すべき使用人を2名配属し、監査等委員会の監査業務の実効性を高めるための体制を敷いており、補助すべき使用人の人事考課、異動は常勤監査等委員の意見を確認するよう、就業規則に定めています。

- (7) 監査等委員会への報告に関する体制

監査部による内部監査結果は、その都度、実施結果を監査等委員会に報告しています。また、従業員等から監査等委員会へ報告することによって、不利な扱いを受けないよう就業規則に定めています。

- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

経営会議等社内の重要な会議については、開催の都度、案内通知と会議資料の提供をしています。また、その他の重要書類についても監査等委員会へ回付するなど、監査等委員会の監査が実効的に行われる体制を整えています。

- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

監査法人の四半期ごとのレビュー結果を各本支店にフィードバックし、財務報告において不正や誤謬が発生しないための体制を構築しています。財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクに直接繋がるものはなく、評価基準日時点において、財務報告に係る内部統制は「有効」とであると評価しています。

- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的行為への関与を禁止し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して一切関与しないことを基本方針とした内容を「大末建設グループ行動規範」に定めています。また、新規取引先には反社会的勢力の確認を義務付ける等、反社会的勢力を排除する取り組みを行っています。

VII. 配当政策

株主の皆様への利益還元につきましては、株主の裾野拡大を視野に入れた持続的・安定的な株主還元を念頭に、当期の業績、将来の見通し等を総合的に勘案して決定すべきものと考えております。また、配当方針として、今後更なる企業価値の向上に向けて積極的な成長投資と株主還元を行うという考えのもと、2023年3月期より配当性向を50%以上といたします。

当期の配当につきましては、1株当たり年60円（中間配当20円、期末配当40円）とし、20円の増配とさせていただきます。

次期の剰余金の配当につきましては、上記の基本方針を踏まえ、1株当たり年100円（中間配当50円、期末配当50円）とする予定であります。今後も安定配当に向けての経営基盤の強化と持続的成長のための施策に取り組んでまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	43,176
現 金 預 金	7,520
受取手形、完成工事未収入金及び契約資産	29,304
電 子 記 録 債 権	4,589
販 売 用 不 動 産	506
未 成 工 事 支 出 金	970
そ の 他	294
貸 倒 引 当 金	△9
固 定 資 産	5,485
有 形 固 定 資 産	1,661
建 物 ・ 構 築 物	1,091
機械、運搬具及び工具器具備品	615
土 地	952
減 価 償 却 累 計 額	△998
無 形 固 定 資 産	134
投 資 そ の 他 の 資 産	3,689
投 資 有 価 証 券	1,836
長 期 貸 付 金	28
繰 延 税 金 資 産	763
退 職 給 付 に 係 る 資 産	732
そ の 他	329
貸 倒 引 当 金	△0
資 産 合 計	48,662

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	25,792
支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	9,186
電 子 記 録 債 務	11,144
短 期 借 入 金	100
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	176
未 払 法 人 税 等	660
未 成 工 事 受 入 金	1,853
完 成 工 事 補 償 引 当 金	689
賞 与 引 当 金	285
工 事 損 失 引 当 金	332
そ の 他	1,364
固 定 負 債	2,240
長 期 借 入 金	102
退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,115
そ の 他	21
負 債 合 計	28,032
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	20,215
資 本 金	4,324
資 本 剰 余 金	4
利 益 剰 余 金	15,995
自 己 株 式	△108
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	413
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	464
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△51
純 資 産 合 計	20,629
負 債 純 資 産 合 計	48,662

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高	68,792	69,645
完 成 工 事 高	853	
不 動 産 事 業 等 売 上 高		
売 上 原 価	62,946	63,594
完 成 工 事 原 価	647	
不 動 産 事 業 等 売 上 原 価		
売 上 総 利 益	5,845	6,051
完 成 工 事 総 利 益	205	
不 動 産 事 業 等 総 利 益		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,343
営 業 利 益		2,708
営 業 外 収 益		65
受 取 利 息	9	
受 取 配 当 金	46	
そ の 他	9	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3	60
支 払 手 数 料	42	
そ の 他	14	
経 常 利 益		2,712
特 別 利 益		0
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	
特 別 損 失		22
固 定 資 産 除 却 損	2	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	19	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,689
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	969	873
法 人 税 等 調 整 額	△95	
当 期 純 利 益		1,816
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		1,816

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	41,856
現金預金	6,404
受取手形	337
電子記録債権	4,589
完成工事未収入金	7,127
契約資産	21,659
販売用不動産	504
未成工事支出金	972
前払費用	103
その他	164
貸倒引当金	△6
固 定 資 産	5,561
有形固定資産	1,455
建物	799
減価償却累計額	△289
構築物	17
減価償却累計額	△15
工具器具・備品	318
減価償却累計額	△197
土地	813
リース資産	32
減価償却累計額	△23
無形固定資産	125
ソフトウェア	104
その他	21
投資その他の資産	3,980
投資有価証券	1,780
関係会社株式	486
従業員に対する長期貸付金	28
前払年金費用	708
繰延税金資産	690
その他	286
資 産 合 計	47,418

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	25,613
電子記録債務	11,144
工事未払金	9,083
短期借入金	100
1年内返済予定の長期借入金	176
リース債務	3
未払法人税等	659
未払消費税等	322
未成工事受入金	1,853
預り金	566
完成工事補償引当金	645
賞与引当金	279
工事損失引当金	332
その他	447
固 定 負 債	2,054
長期借入金	102
リース債務	6
退職給付引当金	1,941
その他	4
負 債 合 計	27,668
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	19,298
資本金	4,324
資本剰余金	4
その他資本剰余金	4
利益剰余金	15,078
利益準備金	183
その他利益剰余金	14,894
繰越利益剰余金	14,894
自己株式	△108
評価・換算差額等	451
その他有価証券評価差額金	451
純 資 産 合 計	19,750
負 債 純 資 産 合 計	47,418

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完 成 工 事 高	68,332	68,332
不 動 産 事 業 等 売 上 高	0	
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	62,574	62,574
不 動 産 事 業 等 売 上 原 価	0	
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	5,757	5,757
不 動 産 事 業 等 総 損 失 (△)	△0	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,026
営 業 利 益		2,731
営 業 外 収 益		95
受 取 利 息	9	
受 取 配 当 金	45	
受 取 地 代 家 賃	33	
そ の 他	8	
営 業 外 費 用		72
支 払 利 息	3	
支 払 手 数 料	42	
そ の 他	26	
経 常 利 益		2,753
特 別 利 益		0
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	
特 別 損 失		22
固 定 資 産 除 却 損	2	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	19	
税 引 前 当 期 純 利 益		2,731
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	978	896
法 人 税 等 調 整 額	△82	
当 期 純 利 益		1,835

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

大 末 建 設 株 式 会 社
取締役会 御中

2022年5月16日

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 荒 井 巖 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 山 内 紀 彰 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大末建設株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大末建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことに

ある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

大 末 建 設 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

2022年5月16日

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 荒 井 巖 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 山 内 紀 彰 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大末建設株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認められます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

大末建設株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 林 憲 二 ㊞

監査等委員 中 島 馨 ㊞

監査等委員 安 岡 正 晃 ㊞

(注) 監査等委員 中島 馨及び安岡正晃の両名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号

久太郎町恒和ビル9階 当社会議室

TEL 06 (6121) 7121



交通

■地下鉄堺筋本町駅 (11番出口)… 徒歩 4 分

■地下鉄本町駅 (12番出口)………… 徒歩 7 分



UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。